

「令和八年熊本地震」により被災された方への生活安全警察に関する許可の有効期間延長等のお知らせ

被災された皆様方におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

「令和八年熊本地震」が特定非常災害に指定されたことにともない、被災された方の熊本県公安委員会所管の各種申請等（生活安全警察関係）のうち一部について許認可等の有効期間の延長措置、各種申請の履行義務の免責措置が実施されます。

● 有効期間等の延長

(1) 特定非常災害の被疑者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「特措法」といいます。）第3条第1項に規定されたもの

ア 対象の方

被災の有無に関係なく、令和8年7月28日時点で災害救助法が適用される熊本県内21市町村（別添「適用地域」参照）に住所を有していた方又は法人

イ 有効期間の延長期間（下記(2)についても同じ）

令和9年1月27日（水）まで

ウ 具体的な延長の内容

別添「有効期間の延長①」参照

(2) 特措法第3条第3項に規定されたもの

ア 対象の方

上記(1)に該当せず、令和八年熊本地震の被害に遭い、個別に延長の申出をされた方

イ 具体的な延長の内容

別添「有効期間の延長②」参照

● 履行期限内に行えなかった義務の行政上・刑事上の免責

履行期限内に義務を行えなかった場合でも、免責期限内に義務を行えば、行政上、刑事上の責任が免責されるもの

(1) 対象の方

令和八年熊本地震の被害に遭い、個別に免責の申し出をされた方

(2) 免責期限

令和8年11月27日（金）まで

(3) 具体的な免責の内容

別添「履行期限内に行えなかった義務の行政上等の免責」参照

● 本件に関するお問い合わせは、「警察本部生活環境課・最寄りの警察署（生活安全担当課）」まで。